(仮称) 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例 (素案) の概要等

第1 条例制定の趣旨

本県の主要農作物等(稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き)の優良な種子等の生産及び普及に関し将来にわたり県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するものです。

【条例制定の背景と必要性】

1 条例制定の背景

(1) 主要農作物種子法(以下「種子法」という。)の廃止

戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、稲、麦類及び大豆の種子について国・都道府県が主導して生産・ 普及を進める必要があるとして、昭和27年に種子法が制定され、同法に基づき、都道府県が中心となって種子 生産が実施されてきた。

種子法等の効果もあって、稲の生産は拡大し、米の供給不足は解消したが、食生活の変化に伴う需要量の減少により、米が供給過剰となり、昭和46年から生産調整が本格化するなど、状況は大きく変化した。

その後、都道府県の開発品種が奨励品種のほとんどを占め、民間事業者は稲等の品種開発の意欲が湧かない等の状況が続き、国は、これでは官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することができないとして種子法を廃止することとした(平成30年4月1日廃止法施行)。

(2) 種子法廃止後の都道府県の役割と岩手県の対応

国は、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、都道府県は、種子の増殖に 必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持しそれを民間事業者に対して提供する役割を担いつつ、それ ぞれの都道府県の稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要 とした。

本県では、種子法の廃止後も、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、要綱等を制定し、県が原種及び原原種の生産、種子の生産は場及び生産物の確認等を行い、県が関与して種子を生産及び普及する体制を維持してきた。その結果、稲、麦類及び大豆の種子は、需要に応じた生産ができている。

(3) 条例制定を求める請願の採択

平成31年3月14日、「主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める請願」が岩手県議会に提出され、 同年3月25日、採択された。

2 条例制定の必要性

今後も主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、本県農業を持続的に発展させていくためには、優良な種子等の生産及び普及に関して、県が(1)県内に普及すべき品種を定め、(2)原種及び原原種等の生産を行い、(3)優良な種子を生産することができるほ場を指定し、(4)生産された種子の品質を確認し、(5)主要農作物等の安定的な生産のため、伝統野菜等の種子を保存していくことが必要であり、これらの取組を将来にわたり確実に行っていくため、条例を制定する必要がある。

第2 条例案の内容

1 目的

本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し将来にわたり県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とします。

2 条例の対象とする農作物の範囲

- (1) 「主要農作物等」・・稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き(以下「特定農作物」という。)の奨励品種
- (2) 「主要農作物」・・稲、大麦、小麦及び大豆の奨励品種

3 基本理念

この条例に定める県の措置等は、次に掲げる事項を基本理念として実施することとします。

- (1) 主要農作物等の種子等は、公共財としての側面を有する重要な農業資材であること。
- (2) 栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴が本県の自然的経済的条件に適合した主要 農作物等の品種の種子等が生産され、及び普及されること。
- (3) 主要農作物等の生産者に対して、主要農作物等の優良な種子等を選択する機会が提供されること。

4 県が行う施策

県は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及をしていくため、次の施策を講じます。

(1) 奨励品種の決定等

ア本県に普及すべき特定農作物の優良な品種を決定すること。

イ アの優良な品種を決定するに当たっては、必要な試験を行うこと。

(2) 原種・原原種生産計画の策定

毎年度、主要農作物等の原種(主要農作物等の種子等の生産を行うために必要な種子等をいう。以下同じ。)及び原原種(当該原種の生産を行うために必要な種子等をいう。)の生産に関する計画(以下「原種・原原種生産計画」という。)を策定すること。

(3) 原種及び原原種の生産

原種・原原種生産計画に従い、主要農作物等の原種及び原原種の生産を行うこと。

(4) 種子生産ほ場の指定

- ア 主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、 主要農作物の優良な種子の生産に適すると認められるほ場を指定種子生産ほ場として指定 することができること。
- イ アの指定を受けようとする者(当該ほ場を経営する者に限る。)は、規則で定めるところ により、知事に申請しなければならないこと。

(5) 指定種子生産ほ場の検査等

- ア (4) アの規定に基づき指定した指定種子生産ほ場(以下「指定種子生産ほ場」という。) で生産される種子の品質を確保するため、知事が別に定めるところにより、当該ほ場のほ場 検査及び当該ほ場において生産された主要農作物の種子の生産物検査を行うこと。
- イ アの規定による検査の結果について、指定種子生産は場を経営する者に通知すること。

(6) 種子等の生産者に対する指導等

主要農作物等の種子等の生産者に対し、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及のために必要な指導及び助言を行うことができること。

(7) 伝統野菜等の種子の保存

伝統野菜等(特定農作物のうち本県において伝統的に栽培されてきた在来種(遺伝子組換え 生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第2 条第2項に規定する遺伝子組換え生物等及び異なる品種を交配した一代雑種を除く。)をいう。) の種子で知事が必要と認めるものの保存に努めること。

(8) 普及啓発

この条例に規定する県の措置等を実施するに当たって、県民に対して、必要な普及啓発を行うよう努めること。

5 県の施策の推進

(1) 財政上の措置

県は、この条例に規定する県の措置等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。